日本万引防止システム協会への入会基準

１．申込書：　別途定める申込書様式を用い記入の上、会長に申し込むこと。

２．推薦人：　正会員の推薦人を１人以上必要とする。
なお、正会員の推薦人がいない場合の措置として、理事会の承認をもって、正会員の推薦人１名とみなす。

３．法の遵守：　EAS 機器製造業者および輸入事業者（以下 EAS 事業者という）であって日本国内に EAS 機器および関連装置を上市する者は、特に電波法と電気用品安全法およびこれらに関連する政令、省令等を遵守すること。

４．安全性確認：・EAS 事業者は、EAS 機器については、心臓ペースメーカー等医療機器との影響調査を行い、安全性を確認すること。
（平成１６年６月１８日に総務省総合通信基盤局から発表された「電波の医療機器等への影響に関する調査結果」と同等のテストを行い、その指針に合致を要求。）
・EAS 事業者は、人体ばく露と人体防護の観点から、電磁波防護指針ならびに ICNIRP ガイドラインを遵守すること。

５．その他：　・万引防止システム業界の健全な普及・発展の障害になる行為があった場合には、入会を認めないことがある。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、入会を認めない。
・必要であれば、日本万引防止システム協会より、会員に対して、安全性確認を行なったことを証明できる資料を要求することができる。
・規約にある正会員目的に賛同する日本国内に事務所のある組織であること。

６．手続き：　日本万引防止システム協会の規約に基づき手続きを行なうこと。

以上

作成：平成 20 年 7 月
改訂：平成 23 年 7 月 25 日　日本ＥＡＳ機器協議会から、日本万引防止システム協会への名称変更に伴う改訂。
改訂：平成 27 年 4 月 24 日　３．法の遵守を追記し電気用品安全法と電波法を明記。旧３．の内容を４．とし、表題を安全性確認に変更。ＰＭ安全性確認に加え電磁波防護指針等の内容を追記。
改訂：平成 30 年 1 月 25 日　５．規約にある正会員目的に賛同する日本国内に事務所のある組織であることを追記。